

広島県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十三年四月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

上宮町新地線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸郡府中町大通三丁目三三〇二番地先から 安芸郡府中町茂陰一丁目四七三五番一地先ま で	一六・〇〇 五〇・〇〇	七・〇〇 三二・五〇 一六・〇〇 五〇・〇〇	三三八・〇〇	四五五・〇〇 三三八・〇〇	県道東海田広 島線、県道府 中海田線と一 部重複 ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二五二・〇〇 メートル